

函館市夜間急病センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 6 日

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市条例第 1 5 号

函館市夜間急病センター条例の一部を改正する条例

函館市夜間急病センター条例（平成 2 0 年函館市条例第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 号を削る。

附 則

この条例は，令和 6 年 4 月 1 日から施行する。